

ご存知ですか

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

15年度所得制限限度額（別表1）

■国民年金加入者

扶養親族等の数	所得制限限度額（円）
0人	3,010,000
1人	3,390,000
2人	3,770,000
3人	4,150,000
4人	4,530,000
5人	4,910,000

■厚生年金などの加入者

扶養親族等の数	所得制限限度額（円）
0人	4,600,000
1人	4,980,000
2人	5,360,000
3人	5,740,000
4人	6,120,000
5人	6,500,000

所得制限限度額表（別表2）

扶養親族等の数	本 人		配偶者及び 扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	190,000円未満	1,192,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

所得制限限度額表（別表3）

扶養親族の数	本 人	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	7,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円



対象になるとと思われる保護者の方
は住民福祉課児童係までお問い合わせ
ください。
☎ 62-9132 (有)9132

町では、少子化対策や子育て支援
を目的とした町単独の児童手当制度
にて支給を行います。富士見町に1
年以上住所を有し、生計を共にする
第3子以降の児童を養育する保護者
です。

（第3子以降の児童1人につ
き年額 2万円。義務教育
終了前までの期間です。）

次代の社会を担う子どもたちの健
全な育成は社会全体の願いです。児
童手当などの制度は、この子どもた
ちが安心して生活でき、また養育者
の負担を軽減するため設けられた
制度です。

児童手当

家庭内における生活の安定のため、
義務教育就学前の児童を養育してい
る養育者に支給されます。手当月額

は、第1子、第2子は5千円、第3
子以降は1万円です。但し前年の所
得が一定以上の場合は支給されませ
ん。（別表1参照）

児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない児
童（18歳未満）を養育している母子
家庭等の、生活の安定と自立を助け、
児童福祉の増進を図ることを目的と
して支給されます。手当月額は、9

千910円から最高4万1千990円です。
但し所得が制限額以上の場合や、公
的年金を受けている場合、児童が施
設に入所している場合は、手当が支
給されませんのでご注意ください。
(別表2参照)

特別児童扶養手当

精神、又は身体に障害のある満20
歳未満の、児童福祉の増進を図ること
を目的として支給されます。障害

のある児童を監護する父もしくは母、
または父母にかわって児童を養育し
ている人です。但し所得制限以上の
場合や、障害を支給事由とする年金
を受けることができるとき、児童福
祉施設に入所しているときなどは支
給されません。（別表3参照）

町単独児童手当

（第3子以降の児童1人につ
き年額 2万円。義務教育
終了前までの期間です。）